

第1回 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 議事録

1. 開催日時 平成 27 年 5 月 19 日（火） 午後 1 時 30 分～2 時 30 分
2. 会 場 門真市教育センター 会議室C
3. 出席者 長澤教育委員長、藤井委員、三村委員、中山委員、満永委員、乾委員、間部委員
4. 事務局 学校教育課 教育センター 杉井教育センター長、石原副参事、成尾副参事

事務局：

ただ今より第1回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催します。本日は公務等ご多用中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、選定委員の皆様方には快く委員をお引き受けいただきありがとうございます。本来なら、お一人ずつ委嘱状・任命状をお渡ししなければならないところではございますが、時間の関係上、お机の上に委嘱状をおいております。

ご確認の上、ご了承ください。よろしく願い申し上げます。

まず、開会にあたり、門真市教育委員長澤信之教育委員長よりご挨拶申し上げます。

(1) 教育委員長 挨拶

教育委員長：

本日、平成 27 年度第 1 回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、公私何かとご多用のところ、ご出席賜りまして、厚くお礼申し上げます。また、今回、委員を快くお引き受けいただきましたことにつきましても、重ねて感謝申し上げます。

今年度は、平成 28 年度に使用いたします中学校用教科用図書の採択の年に当たっております。現行使用の教科書と比べますと、どの教科書会社も、内容、分量ともに充実しています。本教育委員会と致しましても、適正かつ公正に採択できるよう努めてまいりたいと考えております。

本日お集まりの選定委員の皆様方におかれましては、学校の校長先生並びに保護者のご代表の方及び教育委員会担当者ということで、幅広い分野からお集まりをいただきました。このことにより、皆様方のご経験を生かしながら、また、地域に即したご意見を頂戴しながら適正な採択ができるものと期待いたしております。

委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しいとは存じますが、中学校用教科用図書の適正な採択に向けて、調査研究を進めていただき、選定資料の作成につきましてご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

(2) 出席者紹介

事務局：

続きまして、本日ご出席の皆様を順にご紹介申し上げます。

門真市教育委員会 長澤教育委員長でございます。

次に門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員の皆様をご紹介します。

門真市立第七中学校 中山 多由美 校長です。

門真市立門真はすはな中学校 満永 誠一 校長です。

門真市PTA協議会の間部 正治 会長です。

門真市PTA協議会の乾 明雄 顧問です。

門真市教育委員会から 藤井 良一 学校教育部長です。

同じく 三村 泰久 学校教育課長です。

次に選定委員会事務局です。

記録担当指導主事の成尾並びに石原です。本日、委員長が決まるまで進行をつとめます杉井と申します。よろしくお願ひ致します。

委員につきましては、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第2条ならびに第3条の規定に基づきまして、本市の保護者代表の方、小中学校の校長ならびに教育委員会の事務局員の6名で構成しております。

それでは、お配りしました資料をご確認ください。

(2) - 2 資料確認

- ① 次第
- ② 資料1 平成28年度使用教科書の採択について（写し）
- ③ 資料2 教科書採択方式概念図
- ④ 資料3 門真市附属機関に関する条例
- ⑤ 資料4 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則
- ⑥ 資料5 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱
- ⑦ 資料6 門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問文：写し）
- ⑧ 資料7 門真市情報公開条例
- ⑨ 資料8 審議会等の会議の公開に関する指針
- ⑩ 資料9 平成28年度使用中学校用教科書見本本の発行者別一覧
- ⑪ 資料10 平成28年度使用教科書（中学校）調査事項
- ⑫ 資料11 平成27年度教科用図書採択日程について

(3) 趣旨説明

事務局：

それでは本選定委員会の趣旨説明及び教科書採択の流れ等につきまして、事務局より説明させていただきます。

資料1「平成28年度使用教科書の採択について（通知）」平成27年4月7日付文部科学省初等中等教育局長通知をごらんください。平成28年度使用教科書の採択につきましては、1ページのうら、(1)小学校用教科書については、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと、(2)中学校用教科書については、平成27年度は、「中学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること、とあります。

続きまして資料2「門真市地区教科書採択方式概念図」をご覧ください。これは、教科書採択の流れについて示したものです。教科書の採択は、平成14年度使用の教科書採択より1市1採択となり、それ以前は、守口市と合同で採択しておりましたが、門真市の子どもたちが使う教科書は門真市教育委員会において採択が行われています。

選定委員会の役割は、教育委員会の諮問を受け、教科書見本本について調査・研究を行い、意見を教育委員会に答申をするという形になっております。その際、各教科の専門性を有する調査員についても置くことができるというものです。

この選定委員会で調査員を置くことを決定した場合、門真市教育委員会は、調査員を任命し調査依頼をします。調査員は調査資料を作成し選定委員会に報告します。

選定委員会はそれを参考にして選定資料を作成し、教育委員会に答申します。

答申を受け、教育委員会で、採択を行い、その結果を府教委へ報告することになっています。

なお、本委員会の開催及び調査員につきましては、資料4「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」と資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」に基づいております。確認のため、規則と要綱を読ませていただきます。

— 規則、要綱朗読 —

以上が趣旨説明でございます。

以上の説明につきまして、何か質問がございましたらよろしく申し上げます。

— 特になし —

(4) 委員長・正副委員長選出

事務局：

それでは、次第4の委員長・副委員長選出にすすみます。さきほどの資料4「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」第4条 別表 により、委員長、副委員長を互選により定めることになっております。選出にあたりまして、いかがいたしましょうか。どなたか、ご意見、ご発言よろしくお願い致します。

委員：

委員長・副委員長は教育委員会にさせていただくほうが、学校も保護者の代表のかたも発言しやすくなると思いますので、それをお願いします。

委員：

同感です。できれば、進行役となる委員長は、教育委員会の方にさせていただいて、私達は実際の選定作業を中心にさせていただいた方がいいかと思います。

事務局：

ただいま、お二人より、委員長、副委員長は、教育委員会事務局でという意見をいただきました。ご異議はございませんでしょうか。

委員：

教育委員会事務局からは部長・課長が出席しております。委員長につきましては、学校教育部長に務めていただければと思います。また、教科書採択の担当課長である学校教育課長が副委員長になられるのがいいと思います。

事務局：

今、ご提案いただきましたが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

事務局：

それでは、委員長には学校教育部長、副委員長には学校教育課長に決定致します。

委員長、副委員長が決定しましたので、教育委員会より選定委員会の委員長に対しまして、諮問をお願い致します。諮問文の写しは資料6に準備しております。

(5) 諮問 平成 28 年度使用教科用図書を選定について

— 教育委員長が諮問を朗読して選定委員長に手渡す —

事務局：

以上をもちまして、教育委員長は公務のため退席いたします。ありがとうございました。

(6) 委員長挨拶

事務局：

次第の6番目に参ります。委員長が決まりましたので、まず委員長よりご挨拶をお願い致します。

委員長：

本選定委員会の議事に先立ち、一言挨拶を申し上げます。

皆様方の互選により、選定委員長を仰せつかりました。先ほどの諮問にもありましたように、教科用図書の採択につきましては、関係法令によりその方法、手続きが定められており、採択権者である教育委員会等の判断、責任により十分な調査研究に基づき適正かつ公正に採択が行われることが決められております。

本委員会の目的は、教育委員長より諮問がありましたように平成 28 年度中学校使用教科用図書の適正かつ公正な選定についてでございます。その選定に係る資料を作成し、教育委員会に答申を出すというものでございます。皆様方から、それぞれの立場のご意見をいただき、それを取りまとめる形で、選定資料を作成のうえ、教育委員会へ答申を出すということになります。

たくさんの教科がございますので、慎重かつ精力的にご審議いただき、中学校の授業の大きな転換期を迎えており、主体的に授業に参加する、あるいは教師と生徒が双方向で授業できるというような新しい授業の形が求められており、それにふさわしい教科書を選定できるよう、公正かつ適正に選定資料の作成につとめてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

ここからの議長につきましては、資料4の門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第5条にありますとおり、委員長にお願いしたいと思います。

(7) 当委員会の公開・非公開について

委員長：

それでは、次第7「当委員会における会議の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

事務局：

資料8「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。資料8「審議会等の会議の公開に関する指針」第4条により公開・非公開の決定は、委員会の長が会議にはかかって行うこととなっております。

事務局といたしましては、教科書採択の公正確保を図るため、静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけや教科書会社からの宣伝行為に影響されることなく自主的な調査研究を行えるよう、本委員会を「非公開」とすることを提案させていただきたく存じます。

また、会議録につきましては、発言、趣旨などを把握できるような形での全文筆記とさせていただきます。

選定委員さんや調査員の名簿や会議録につきましては、7月の教育委員会会議採択の後、開示・公開対象となりますが、資料7「門真市情報公開条例」第6条(6)ウにも、ありますように、開示することにより、調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、当面の間、会議録は非公開とし、7月に採択が決定したのち、市役所情報公開コーナーで公開するということを提案したいと存じます。

なお、会議録公開の際には、委員さんの個人情報等の取扱いには留意したいと考えております。以上、ご審議お願いいたします。

委員長：

何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

— 意見等なし —

委員長：

特にご意見がないようでしたら、本選定委員会を非公開とし、会議録については事務局提案どおりでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(8) 審議

委員長：

それでは、審議事項について、まず事務局の方から説明をお願いします。

事務局：

本日ご審議いただきます案件は、調査員の設置と選定資料作成要領とについてでございます。

調査員につきましては、資料5 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱第2条に「選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。」と定められております。公正で、かつ適正な採択作業を進め、門真の子どもたちに合った教科書を採択するという観点から、門真市の校長・教員の中から調査員を選び、専門的な視点で調査をしていただくことが大切であると考えます。よって、前回の採択と同様、調査員を置いて調査を進めたらどうかと考えますがいかがでしょうか。

委員長：

ただいま、調査員について設置してはどうか、という提案がありましたがいかがでしょうか。

委員：

適正で公正な教科書採択をするということが大切だと思います。今回、新しい教科書が出されていますので、調査員を置いてしっかりと採択作業をするのが大切だと思います。

委員長：

ありがとうございます。他に御意見はございますでしょうか。

委員：

先ほど、事務局からも専門的な視点でという話もありました。やはり、教科の専門性ということがあるので、ぜひ調査員を置いて調査を進めていただきたいと思います。

委員長：

今、お二方から、事務局提案の調査員を置いてすすめていってはどうか、というご意見でしたが、その方向でよろしいでしょうか。それでは、各教科種目とも、調査員をおき、専門性を生かす中で、調査を行うことで、確認させていただきます。

— 異議なし —

委員長：

それでは、以上の決定を元に、事務局の方で具体的な提案はありますか。

事務局：

資料9「平成28年度使用中学校用教科書見本本の発行者別一覧」をご覧ください。全66種類ございます。これを調査研究していただくこととなります。教科書の選定資料作成にあたり、「平成28年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図書選定資料作成要領」を提案させていただきます。（朗読）

委員長：

ただいま事務局から具体的な提案がありました。これについて、ご意見やご質問はありませんか。

委員：

調査員の3名の内訳はどのように考えておられますか。

委員長：

事務局から説明をしてください。

事務局：

実際に授業をしている教員の視点を大切にするという視点と管理職という視点を大切にしたいと考えますので、各教科の専門性に優れた教員から2名、校長や教頭または指導主事から1名という内訳で調査を願えたらと考えます。

委員：

わかりました。

委員長：

他に、ご意見はありませんでしょうか。それでは、お手元にお配りした選定資料作成要領を本委員会で決定し、これに準拠して、資料の作成・調査をするというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

委員長：

それでは、事務局より調査員について説明はありますか。

事務局：

本来でしたら、この作成要領を決定していただいた後、調査員の適任者を探すことになるのですが、時間の都合上調査員の候補者名簿をあらかじめ作成させていただきました。「平成28年度中学校使用教科用図書採択に係る調査員候補者名簿」をご覧ください。この名簿に挙げられたメンバーですが、教科の専門性・経験年数・研究会等における実践などから、推薦をさせていただきます。

委員長：

管理職はどなたかわかりますか。

事務局：

名簿の一番左側に書かれている方が管理職です。

委員長：

校長ないし教頭ということですか。

事務局：

はい、一名指導主事も含まれております。

委員長：

わかりました。他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員：

どなたも専門性及び実績のある先生方ばかりなのでよろしいのではないのでしょうか。

委員長：

事務局から示された調査員の推薦について、これでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

委員長：

ありがとうございます。それでは、この名簿にある調査委員で決定したいと思います、その他事務局より案件はありませんか。

事務局：

調査員には資料10の「選定資料」を作成してもらいます。調査員には、表にあります7つの項目で調査を行い、特徴などを記入していただきます。この調査項目については、「大阪府教科用図書選定資料作成要領」をご覧ください。大阪府作成要領の下半分のイにあります6つの項目に加えて、府では資料2にデータとして記載される「分量」の7項目を調査事項とさせていただきます。

本選定委員会では、この調査資料をもとに、各教科書について調査研究をしていただくこととなります。

委員長：

基本的には、大阪府の選定資料作成要領に基づいてこの調査事項について資料が作成されるということですが、この様式について何かご質問ございますでしょうか。特になければ、今日の選定委員会の議事は以上でございます。資料、審議全体をとおして、質問はございませんでしょうか。

— 質問等特になし —

委員長：

それでは、事務局より今後の日程等についての諸連絡をお願いします。

事務局：

それでは、今後の日程についてご説明資料 11 をご覧ください。

— 資料を説明 —

第 2 回の選定委員会につきましては、7 月、調査員からの調査資料が届いてから開催したいと考えております。

第 2・3 回の選定委員会にて教科書の選定作業と教育委員会に対する答申案の作成をしていただき、第 4 回において、答申の最終版を決定していただきたいと考えております。

7 月 31 日の教育委員会に、選定委員会委員長から教育委員会に答申をあげたのちに採択の議決、8 月 3 日に大阪府へ報告する予定です。

次回以降の日程につきましては、事務局としましては、第 2 回の委員会を 7 月 7 日（月）午後 1 時 30 分から、第 3 回を 7 月 13 日（月）午後 1 時 30 分から第 4 回を 7 月 22 日（水）午後 1 時 30 分からと考えておりますがいかがでしょうか。場所はすべて教育センターとさせていただきます。

— 日程調整 —

委員長：

その他質問はありますか。それでは、質問がないようですので第 1 回目の選定委員会を終わります。ありがとうございました。